

厚木市建築基準条例を改正しました

令和 6 年12月23日公布

1 改正理由

令和 4 年 6 月 17 日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるため、建築基準法（以下「法」という。）が令和 6 年 4 月 1 日に改正されたことから、法に準じ耐火建築物に係る主要構造部規制や防火規制の別棟みなし規定に係る厚木市建築基準条例（以下「条例」という。）の一部を改正しました。

2 改正内容

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化に伴う措置

法第 2 条第 9 号の 2 イの改正により、耐火建築物が主要構造部を耐火構造としたものから、特定主要構造部を耐火構造としたものに改められたことに伴い、条例第 23 条、第 41 条などの耐火建築物に係る規定において「主要構造部」を「特定主要構造部」に改正しました。

また、上記の法の改正により、耐火建築物について損傷を許容する主要構造部に木材を使用できるように改められたことに伴い、条例第 21 条、第 32 条などの建築物のすべての主要構造部に対して準耐火構造を求める規定において、法に準じて耐火建築物であれば損傷を許容する主要構造部に木材を使用できるようにするため、「準耐火構造」の文言の後に「特定主要構造部が耐火構造である場合を含む」の文言を追加しました。

(2) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設に伴う措置

法第 21 条、第 27 条や第 61 条などの改正により、延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）で区画された場合、防火規制の適用上は別の建築物とみなすことができる規定が創設されたことに伴い、条例第 28 条、第 29 条などの防火規定について、法と同様に別の建築物とみなすことができる規定を追加しました。

(3) その他文言の整理

3 施行日

令和 6 年 12 月 23 日